

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発・社会実装計画	1-1	3.研究開発項目と社会実装に向けた支援	補助率の減を想定しているが、そのタイミングは提案者で決めてよいか。	「研究開発・社会実装計画」にて示している「委託・補助等の考え方」及び「公募要領」をご参照の上、タイミングを含めご提案ください。それを踏まえ、最終的にNEDOが判断します。
2. 実施方針	2-1	8.(2)複数年度契約の実施	「計画に沿った節目の年数」とあるが、具体的にどのように考えればよいか。	「研究開発・社会実装計画」の「4.実施スケジュール」におけるステージゲートのタイミングが節目となりますが、具体的なスケジュールについては、「研究開発・社会実装計画」及び「公募要領」をご参照ください。
3. 公募要領	3-1	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	1つの事業者が複数の提案をすることは可能か。	可能です。
	3-2	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	1件当たりの予算上限額は設定されているか。	設定していません。
	3-3	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	同一実証候補区域で複数の提案が採択される可能性はあるか。また、技術・社会実装計画に「2事業程度の実施を想定」とあるが、3事業以上採択の可能性はあるか。	ひとつの実証候補区域あたりの事業数は1件とします。海域や予算との兼ね合いで3事業以上採択の可能性はあります。
	3-4	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	ひとつの提案の中に複数の浮体形式を含むことは可能か。	可能です。
	3-5	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	提案する浮体形式に指定はあるか。	実証候補区域毎に設定されている実証の実施条件以外に指定はありません。
	3-6	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実証候補区域における漁業者調整は済んでいるか。	実証候補区域の自治体にお問い合わせください。
	3-7	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実証候補区域によってはケーブルの敷設ルートが再エネ海域利用法の指定区域（促進区域、有望な区域、一定の準備段階に進んでいる区域）と重複する場合はどのように調整すれば良いか。	実証事業開始後に国とご調整ください。
	3-8	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	港湾について、資源エネルギー庁が示した実証候補区域情報に記載された想定港湾以外を利用する計画としても良いか。	資源エネルギー庁が示した実証候補区域情報に記載された想定港湾以外を利用する計画とすることは問題ありませんが、利用を想定する港湾の管理者及び実証候補区域の自治体担当者にご調整ください。
	3-9	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	風車の選定、系統の確保等、応募時点で確定している必要はあるか。	確定している必要はありませんが、事業の蓋然性が分かるように提案書に調達・調整状況等を記載してください。
	3-10	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	国内調達比率の要件はあるか。	本実証においては国内調達比率の要件は設定しないものの、将来的な国内経済及びサプライチェーンへの波及効果を考慮して事業戦略ビジョンの該当するページに記載してください。
	3-11	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実証期間中に発生した電力はどう取り扱えば良いか。	本事業は浮体式洋上風力発電システム全体に係る研究開発事業であり、売電により収益を得ることを目的としておりませんので、FIT/FIP制度は利用できません。原則、小売事業者との相対取引としてください。小売事業者との相対契約による売電ができない場合には、個別需要家等への売電を認めることがありますのでご相談ください。なお、実証中に発生した電力は研究開発活動に伴って発生した副産物という位置付けであるため、得られた収入は助成事業に要した経費から控除してください。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3.公募要領	3-12	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実証終了後、設備を撤去する必要があるか。また、費用計上は可能か。	実証終了後の継続運転は地元の理解を得ることが前提となりますが、撤去は必須としません。原状復旧が必要等の理由により事業期間内に撤去を行う予定があり、かつNEDOへ費用計上する場合には、提案時に必要な撤去費用を計上してください。
	3-13	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	解体・廃棄費用は補助対象となるか。	研究開発のために解体が必須であり、その内容が実施計画に含まれている場合に限り、解体に係る費用の計上が可能です。また、不可逆的な解体を伴う研究開発の結果、機能が失われる等活用できなくなった場合には、廃棄に係る費用の計上が可能です。解体研究を行う場合には、その内容についても提案に含めてください。
	3-14	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	事業開始後、想定外の事象が発生した場合には事業を中止することができるか。	助成事業者の申し出により事業を中止することができるのは、技術潮流や国内外の競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は助成事業開始時点で予見することのできない事由等であって助成事業者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合に限りられます。その際、NEDOへ中止の申請をいただき、承認を受ける必要があります。
	3-15	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。	実証事業に直接必要となる、気象海象調査、海底地盤調査、環境影響評価、基本設計、詳細設計、建設工事、運転保守等に係る、機械装置費等、労務費、委託費・共同研究費、その他経費（外注費、旅費、借料等）の計上が可能です。 なお、浮体製造や風車組立に要する設備、変電・送電設備等は実証事業の実施に不可欠な部分に限り補助対象となりますが、処分制限財産となることにご留意ください。また、実証実施に必要な港湾の地耐力強化に係る費用も補助対象となりますが、処分制限財産に該当する可能性がありますのでご留意ください。
	3-16	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	補助対象外となる経費にはどのようなものがあるか。	例えば、水素転換装置や電池船等の直接送電を要しない設備、CTVやSOV等の造船、損害保険料、漁業補償費用などは補助対象外です。また、間接経費の計上もできません。判断に迷う費目がある場合にはお問い合わせください。
	3-17	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	量産化のための設備投資は補助対象となるか。	量産化のための設備投資は補助対象外となります。なお、社会実装に向けた量産化計画の検討に係る労務費、調査費等は補助対象となります。
	3-18	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	委託費・共同研究費の計上に上限はあるか。	委託および共同研究の助成対象費用額は、原則として助成対象費用の総額の50%未満です。
	3-19	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	フェーズ1参加企業が外注先として加わる場合、成果の活用と認められるか。	フェーズ1参加企業が外注先として加わる場合は成果の活用と認められません。フェーズ1参加企業が、フェーズ1の成果を踏まえ、助成先あるいは助成先の委託先として更に発展的な研究開発に取り組む場合に限り高い補助率を適用します。
	3-20	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	フェーズ1の成果活用が認められた場合に高い補助率を適用するとあるが、ひとつの提案の中にフェーズ1の成果を活用した研究開発項目とフェーズ1の成果を活用していない研究開発項目が混在する場合、内容によって適用される補助率が変わるか。	ひとつの提案に含まれる全ての費用に同一の補助率が適用されます。また、フェーズ1の成果活用有無の判断は提案単位で行うこととします。コンソーシアムによる提案の場合、提案内容全体で要件を満たせば、個社の役割によらずコンソーシアムメンバー全者に同じ補助率を適用します。
	3-21	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	SPCの参加は可能か。	SPCの参加は可能ですが、助成先となる場合には経営者のコミットが求められることにご留意ください。
3-22	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	ひとつの企業等と、委託及び外注いづれもの契約を行う事は可能か。	業務の目的・内容・成果に加え、経費の区別が確実にできる場合には可能です。	

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3.公募要領	3-23	2.(4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は交付決定通知書に定める助成期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要があります。次の開発段階に関する交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
	3-24	2.(4) 実施スケジュール	実証事業期間が2031年以降に延長される可能性はあるか。	「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」において、プロジェクトの実施期限は2030年度末までとされているため、現時点で2031年以降の延長予定はありません。
	3-25	2.(5) 予算	採択件数および金額の目安は決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
	3-26	3.応募要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、実施体制を含めて審査を行うため、提案時においてしっかりと実施体制を構築してください。事業開始後に助成先を追加する場合には公募が必要となりますが、現時点では予定しておりません。
	3-27	4.(3) 提出方法	申請書類の提出については、幹事会社が各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するものも可能か。	基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じますが、ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。 なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。
	3-28	4.(5) 提出にあたっての留意事項	委託先においても府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録が必要となるか。	e-Radへの登録は、幹事会社が代表して委託先の分も含めてご登録ください。 なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。まだe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。
	3-29	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	どうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	3-30	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、大学や公的研究機関の場合も役員が同席する必要があるか。	大学や公的研究機関におかれては、役員以上の参加は必須ではありませんが、提案内容についてしっかり質疑応答できる方の参加をお願いいたします。
	3-31	5.(1) 審査の方法について	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。
	3-32	5.(2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業の知見が本事業に効果的に活用されているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
	3-33	5.(4) プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	費用計上は交付決定日以降となります。
	3-34	5.(5) プロジェクト開始後のスケジュール	ステージゲート開催の具体的な時期について、研究開発・社会実装計画に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	研究開発・社会実装計画に記載のステージゲート開催時期はあくまで例示となります。研究開発・社会実装計画に記載されているとおり、研究開発目標の達成に向けては、様々なアプローチが考えられることから、具体的な達成方法・スケジュールは提案者の創意工夫に委ねることを原則としております。 ただし、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、効果的な事業実施の観点から、交付の段階等においてステージゲート審査の実施時期を調整することがあります。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3.公募要領	3-35	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲート審査が終了した時点で、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲート不通過となった場合は、当該時点でインセンティブの評価を行います。ステージゲートを通過し継続した場合は、事業全体の終了時点でを行います。
	3-36	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	事業戦略ビジョンにおいて設定頂いたステージゲート審査時点でのマイルストーンについて、達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。
	3-37	8.(1)「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
	3-38	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	本事業においてはどのマニュアルを参照すれば良いか。	以下のマニュアルを参照してください。今後、更新があった場合には最新版をご確認ください。 「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル（2023年度） https://www.nedo.go.jp/content/100958944.pdf グリーンイノベーション基金事業に係る事務処理補足マニュアル（委託・助成共通） https://www.nedo.go.jp/content/100937218.pdf
	3-39	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	助成先の事業費100百万円があり、A社に委託費100百万円、A社に外注費50百万円、を発注した場合、A社費用が事業費の50%以上（60百万円）となることは問題ないか。A社に60百万円を委託すると50%を超えるので不可となると思うが、外注費は該当するか。	助成先が担う研究開発の一部を第三者に託すものが委託費（研究開発要素あり）。助成先が策定した仕様に基づき第三者が製作するものは外注費（研究開発要素なし）となります。 <助成事業の場合> 「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html 外注費については、上記マニュアルのP105-106をご参照ください。 委託費については、P114-115をご参照ください。 ご質問の事案（A社に委託費100百万円、A社に外注費50百万円）が上記の定義に該当している場合、委託費は10%（外注費は含まれない）となります。 なお、金額の妥当性については審査の過程で評価しますのでご留意ください。
	3-40	8.(3)交付及び助成事業の事務処理等について	外注もしくは委託を助成先の関係会社に依頼する場合、申請上もしくは経理処理上の制限はあるか。事務処理マニュアルでは、自社調達の場合では利益排除が必要、とあるが親子会社のケースは該当しないとの理解で正しいか。	親子関係の会社からの調達の場合、利益排除の対象にはなりません。 ただし、親子関係の会社からの調達であったとしても、他の企業等からの調達と同様に200万円以上は相見積もりが必要等のルールは適用されますのでご留意ください。
	3-41	8.(7)事業化状況報告書等の提出、収益納付（助成事業）	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどこかに示されているのか。	収益納付については、「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くことになります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 <グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 様式> https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html
	3-42	8.(17)研究開発資産の帰属、処分制限財産の取扱い（助成事業）	助成事業において、プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内にコンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。 なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3.公募要領	3-43	8.(17)研究開発資産の帰属、処分制限財産の取扱い（助成事業）	実証事業において取得した資産の耐用年数はどのように考えれば良いか。	助成事業において取得した資産はNEDOではなく事業者に帰属します。資産の内容に鑑み、事業者において減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）のうち適切な別表及び項目を選択し、耐用年数をご判断ください。
	3-44	8.(17)研究開発資産の帰属、処分制限財産の取扱い（助成事業）	実証事業終了後に商用運転する際の取得財産の扱いは。	処分制限財産の目的外使用となるため、実証事業終了時点で耐用年数を経過しておらず残存簿価がある場合には財産処分の手続きが必要となります。原則、残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額をNEDOへ納付いただきます。なお、実証事業終了時点で法定耐用年数を経過している場合（NEDO事業終了後に自主事業として実証運転を継続した結果、法定耐用年数を経過した場合も含む）は、特に手続きを要することなく事業者の判断により商用運転に移行することが可能です。
	3-45	8.(17)研究開発資産の帰属、処分制限財産の取扱い（助成事業）	財産処分による納付を行った場合、収益納付は免除されるか。	財産処分と収益納付は異なる仕組みのため、財産処分による納付を行った場合でも収益納付は免除されません。
	3-46	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	フェーズ1-①～④のうち、①から2件、②から1件の成果を活用した場合、高い補助率が適用されるか。	高い補助率は適用されません。フェーズ1-①、1-②、1-③、1-④の4項目のうち3つの項目の成果を活用する必要があります。
	3-47	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	フェーズ1の研究が現時点で完了していない場合、見込まれる成果を活用して研究に取り組むことを提案すればフェーズ1の成果活用とみなされるか。	見込みでも構いません。フェーズ1における取り組み内容及び見込まれる成果とフェーズ2実施内容との関連を事業戦略ビジョンにてご説明ください。
	3-48	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	フェーズ1以外のNEDO研究開発事業を実施している企業等を体制に組み込んだ場合、高い補助率を適用する要素となるか。	なりません。高い補助率を適用する要素となるのは、フェーズ1参加企業が、フェーズ1の成果を踏まえ、助成先あるいは助成先の委託先として更に発展的な研究開発に取り組む場合に限ります。
	3-49	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	高い補助率が適用された場合でも、実証運転を開始した翌月以降は補助率が1/2に通減されるということだが、実証運転開始後に実施するO&Mに関する研究開発や、解体・廃棄が補助対象となった場合に受けられる補助率は一律1/2ということか。	ご理解のとおりです。
	3-50	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	「実証運転開始」が補助率通減のタイミングとされているが、事業者側から異なる提案をしても良いか。また、補助率通減のタイミングについては、NEDOが最終的に判断するところだが、具体的にいつ判断されるか。	異なるタイミングを提案いただいた場合でも、一律「実証運転開始の翌月から」補助率を通減します。実証運転の開始時期は提案によって異なることが想定されるため、提案されるスケジュールにあわせて具体的な補助率通減時期を設定してください。また、提案された補助率通減のタイミングを調整する必要が生じた場合には、採択後、交付決定までの間に相談させていただくことを想定しています。
	3-51	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	NEDOと風車メーカーとの間における本事業への風車供給約束、あるいは事業者による風車調達への支援はあるか。事業者単独で風車調達を行う必要がある場合、応募時に風車メーカーからの供給約束を示す資料の提出が求められるか。	風車調達は事業者自身で対応いただく必要がございます。風車メーカーからの供給約束を示す資料の提出は求めません。
	3-52	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実施要件のうち「(i)地元等への報告、協議に係る会議体の設置・運営」について、応募時点で有識者の所属・氏名等、具体的な記載が求められるか。	記載の程度はNEDOから指定しませんが、実施計画がより具体的なものとなっていれば、審査において適切な判断の材料になると考えられます。
	3-53	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実施要件のうち「(ii)漁業影響調査」について、事業戦略ビジョンに計画を記載する必要があるか。また、費用計上は可能か。	事業戦略ビジョン様式P16（個別の研究開発内容に対する提案の詳細に関する参考資料を挿入）の部分に計画を記載してください。また、計画・実施された調査に関する費用計上は可能です。
	3-54	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	実施要件に含まれる地元等への報告、協議に係る会議体の設置・運営、漁業影響調査、実証事業の情報発信は補助対象となるか。	補助対象となります。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3.公募要領	3-55	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	外注先の設備投資費用は補助対象となるか。	補助対象外です。
	3-56	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	陸上変電設備等を設置する土地の賃借料は補助対象となるか。	助成事業に最低限必要な範囲かつ助成事業専用に使われる場合には補助対象となります。
	3-57	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	建設に係る設備費や工事費は全て補助対象となるか。また、減価償却費は補助対象となるか。	建設に係る設備費や工事費は助成事業に最低限必要な範囲かつ助成事業専用に使われるものに限り補助対象となりますが、処分制限財産となると考えられますので、助成事業終了後の活用方針や耐用年数を含めてご検討ください。また、減価償却費は補助対象外です。
	3-58	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	QA3-26にて「事業開始後に助成先を追加する場合には公募が必要となる」とあるが、ここでいう公募とは何を指しているか。また、既存のコンソーシアムでSPCを設立した場合には、実施者の変更は可能か。	公募とは、NEDOが実施要件や期間を定めて実施者を募集することを指します。QA3-26に記載のとおり現時点で公募の実施は想定していないため、助成先の追加は不可とお考えください。また、採択後にSPCを設立した場合、事業承継の手続きを行うことで実施者の変更が可能です。なお、SPCへ事業を承継された場合には、NEDOはSPCに対して交付決定を行うこととなりますので、事業戦略ビジョンの作成及び経営者のコミット、経産省WGへの参加、研究開発事業の実施、事務手続きや検査対応等、本事業に係る業務は全てSPCにて実施いただく必要があります。
	3-59	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	SPCで助成事業に参加する場合、SPCの代表者のコミットメント及び経産省WGへの参加が求められるという理解で良いか。また、採択決定後にSPCの出資者を変更することは可能か。出資額や比率に条件はあるか。	ご理解の通り、SPCの代表者にコミットメント及び経産省WGへの参加が求められます。出資者の単位での対応は不要です。また、NEDOとSPCの間で交付決定を行いますので、助成事業に必要な体制が維持されていることを前提に、出資者の変更は可能です。出資者の構成、出資額や比率についても、助成事業に必要な体制が維持されていることを前提に、原則NEDOは関知しません。
	3-60	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	採択後、または交付決定後に、委託先を加えることは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、実施体制を含めて審査を行うため、提案時においてしっかりと実施体制を構築してください。事業開始後に委託先を追加する必要がある場合には、内容を確認して判断しますのでご相談ください。
	3-61	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	助成先からの委託先が、研究開発業務の一部を他社に委託（再委託）することは可能か。	認められません。
	3-62	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	フェーズ1参加企業が、複数の提案に委託先として加わることは可能か。	可能ですが、各提案において期待される成果の違い等を確認させていただく可能性がありますのでご留意ください。
	3-63	2.(3)研究開発項目と社会実装に向けた支援	中小企業、ベンチャー企業が外注先として参加する場合、評価対象の対象となるか。	外注先として参加する場合には評価の対象とはなりません。助成先または委託先として研究開発に参加する場合に限りです。
	3-64	3.応募要件	経営者のコミットメントは何に対して行うのか。	2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげるために、長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを求めています。
	3-65	4.(5)提出にあたっての留意事項	公募要領に「「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。」とあるが、「3. 応募要件」のうち企業の経営者のコミットメントについては、その度合いをどのような基準で判断するのか。	応募の時点では「企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョン」が提出されることがご提案を受理する条件です。コミットメントの度合いの判断については、公募要領「5. 交付先の選定」にある審査基準に沿って行います。
	3-66	4.(5)提出にあたっての留意事項	提案書の取り下げは可能か。可能な場合、ペナルティは発生するか。	受付から採択決定までの期間における提案書の取り下げ、採択決定から交付決定までの期間における交付申請書取り下げ（採択決定の辞退）ともに想定しておりませんが、その可能性が生じた場合には速やかにご相談ください。原則、ペナルティは発生しません。なお、採択結果については提案者に対する結果の通知後、速やかにNEDOのホームページにて公表します。あわせて、交付決定後の中止についてはQA3-14をご確認ください。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
3.公募要領	3-67	5.(1) 審査の方法について	面接審査の方法は決まっているか。	対面・オンライン併用で実施予定です。説明者には対面参加いただくことを想定していますが、詳細は公募締切後、応募者へ連絡します。
	3-68	5.(1) 審査の方法について	面接審査には幹事会社だけでなく参加全企業の役員以上の出席が求められるという理解でよいか。	幹事企業だけでなく、助成先となる全事業者の役員以上の出席が必要となります。
	3-69	5.(1) 審査の方法について	契約・助成審査委員会とあるが、採択審査に通過した事業者が参加するものか。	契約・助成審査委員会はNEDO内で実施する委員会であり、事業者の参加は求めません。採択審査の結果に関わらず、全提案が審査対象となります。
	3-70	5.(2) 審査基準	審査に係る配点は公表されるか。	審査に係る配点は公表いたしません。
	3-71	5.(2) 審査基準	海外企業との連携とはどのような想定か。また、海外からの物品調達も評価の対象となるか。	本事業で開発対象となる技術に関する共同研究の実施、海外企業との意見交換や情報提供に基づいて自社開発にフィードバックして開発を推進する等の主体的な取り組みを想定しています。海外における動向調査・情報収集等の役務調達や物品調達は該当しません。
	3-72	8.(17)研究開発資産の帰属、処分制限財産の取扱い（助成事業）	資金調達を行うにあたり、補助対象設備への担保設定は財産処分に該当するか。	財産処分に該当します。NEDOでは財産処分の取り扱いに係る判断は、経済産業省の通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じて行います。担保に供する処分の申請が承認される場合には、「担保権実行時に国庫納付する」という条件が付されることとなります。 「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（経済産業省） https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei29.pdf
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すれば良いか。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。また、別紙1「積算用総括表及び項目別明細表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	4-2	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分があると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。	公開必須な部分というものをごちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	4-3	全体	大学や公的研究機関についても、事業戦略ビジョンの提出は必要か。	事業戦略ビジョンは、大学や公的研究機関を含むすべての助成先が提出する必要がありますが、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項に記載しておりますとおり、大学や公的研究機関におかれては「2. 研究開発計画」及び「4. その他（提案者情報）」のみを提出してください。
	4-4	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する幹事企業を決める必要があるか。	幹事企業を決めて頂きますようお願いいたします。
	4-5	1.事業戦略・事業計画	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5) 事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記のとおり③本事業で開発する技術に係る事業について記載し、「会社全体の売上高研究開発費比率」における会社全体の売上高は①会社の全ての事業について記載ください。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
4. 別添1 事業戦略 ビジョン	4-6	1.事業戦略・事業計画	「(1) 産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1) 産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2) 市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中での提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	4-7	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、N15年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「実証事業開始後15年後までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。
	4-8	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、N15年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいで結構です。
	4-9	2.研究開発計画	「(3) 実施スケジュール」について、研究開発内容ごとに金額を明示することになっているが、開発内容によっては、金額が分けられないものもあり、項目ごとに分けることは必須か。	按分等により可能な限り金額を分けて記載頂ければと存じますが、どうしても分けることが困難な場合にはその理由をご記載ください。
	4-10	4.その他	「4. その他」は助成先ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。
	4-11	2.研究開発計画	「(3) 実施スケジュール②国内調達計画」について、研究開発要素をもたない設備も含めて発電事業全体としての国内調達計画を示すという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
	4-12	2.研究開発計画	応募に当たり地元の漁協からの同意書は必要でしょうか。	応募の時点で同意書の提出までは不要ですが、調整の状況について面接審査の場等で確認させていただく可能性があります。
5. グリーン イノベーション 基金事業 の基本方針	5-1	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。
	5-2	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領等にて条件が定められておりますので、その点はご注意ください。 <グリーンイノベーション基金事業の基本方針> https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210312003/20210312003-1.pdf 「3. (5) 実施主体」をご参照ください。 また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。
	5-3	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募をする場合、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。
	5-4	5.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針のP.16に「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。

公募に関するQ&A

「グリーンイノベーション基金事業／洋上風力発電の低コスト化プロジェクト／浮体式洋上風力実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
6.別紙1 積算用総括表及び項目別明細表	6-1	—	提案時点で見積書等、積算の根拠となる資料の提出が必要か。	提案時点では根拠資料のご提出は不要です。また、登録研究員が確定していない場合の労務費などは概算で構いませんが、提案額を超える交付決定はできませんのでご注意ください。
7.別紙2 発電コスト・タクトタイム目標の算定様式	7-1	—	算定した発電コスト目標・タクトタイム目標について、将来的にコミットメントが求められるのか。また、風車の出力や調達費に関する共通条件は提示されるか。	コミットメントは求めません。また、共通条件は提示しません。算出されたコストだけでなく、設定された条件を含めて審査において判断の材料となります。
	7-2	—	発電コスト・タクトタイム目標の算定様式に係る評価方法は。	公募要領「5. 交付先の選定」にある審査基準に沿って評価します。
	7-3	—	「実証」及び「商用」の欄に入力する費用の考え方は。	「実証」の欄には本実証において検証する技術が確立した場合の費用ではなく現時点の費用、「商用」の欄には実証を経て技術が確立した場合の費用を入力してください。
8.本公募に関するQ&A	8-1	—	3-12に「実証終了後の継続運転は地元の理解を得ることが前提となりますが、撤去は必須としません。」とあるが、撤去費用を計上しない場合、地元からの理解を得たことはどのように確認されるのか。	撤去費が計上されていない場合、地元との調整を含めた実証後の計画（継続運転または事業者負担による撤去等）について面接審査の場等で確認させていただく可能性があります。
	8-2	—	3-14にある事業の中止に関し、中止した場合に助成金の返還やペナルティが発生するか。	原則、ペナルティは発生せず、費用発生済みかつNEDOの検査により認められた助成金の返還は求めない想定です。なお、中止までの実施分については、交付規程に定められた会計帳簿の保存や実績報告等の義務が生じる点ご注意ください。
	8-3	—	3-44にある「自主事業」とは何を指すか。また、自主事業を行う期間中に事業者が負う義務はあるか。	NEDO事業終了後、商用運転ではなく、事業者の負担により実証を継続することを指しています。自主事業に限るものではありませんが、NEDO事業終了後5年間は会計検査院による検査が行われる可能性がありますので、検査が実施されることになった場合には対応いただくことになります。また、処分制限財産の耐用年数が経過するまでの間に目的外使用する場合、事前に財産処分の手続きが必要です。
9.公募説明会資料	9-1	—	北海道電力との協議が必要とのことですが、協議の結果実証事業に大きな影響が生じる場合、何か追加的な措置が講じられるのでしょうか。	実証事業に大きな影響が生じないよう、事前協議を行った上でご提案ください。